

令和 5 年度第 3 回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和 5 年 11 月 4 日（土） 午後 3 時 00～午後 4 時 50 分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、坂上 洋之 委員、坂詰 智美 委員、金子 淳 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	和田 哲 委員
議 題	1 あいさつ 2 議題等 (1)令和 5 年度第 2 回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について (2)令和 5 年度文化財説明板の作成・設置について 3 報告事項 (1)市指定有形文化財「禅福寺の山門」について (2)都指定史跡「まいまいず井戸」について 4 その他 (1)次回日程について 令和 6 年 月 日（ ）
傍聴者	なし
配布資料	令和 5 年度 第 2 回羽村市文化財保護審議会 次第 令和 5 年度 文化財説明板文面（案）【資料 1－1】【資料 2－1、2－2、2－3】
会議の内容	1 あいさつ （会長）＜あいさつ＞ 2 議題等 (1)令和 5 年度第 2 回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について （事務局）令和 5 年度第 2 回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があれば御指摘いただきたい。 （会長）令和 5 年度第 2 回会議録要旨について訂正、御意見等あるか。 （委員）特になし。 （会長）無いようなので、令和 5 年度第 2 回については会議録を承認する。 (2)令和 5 年度文化財説明板の作成・設置について （会長）事務局から説明をお願いします。 （事務局）【資料 2－1、2－2、2－3】については、前回会議で示した事務局案で、いただいた御意見を反映したものが【資料 1－1】である。 （【資料 1－1】を読み上げ） （会長）それでは、資料 1－1 について意見、質問等はあるか。

	(委員) 文章の長さは問題ないか。短くするなら、各村の名主の名前を省略すれば文字数を減らせすっきりするが、入れた方が良いという意見ならそのままでも良い。 (会長) 何か意見等あるか。私としては、通船事業に対して、当時の有力な名主の名前が入っていた方が現実味があって良いのではないかな。 (委員) そういう意見であれば、そのままが良い。 (委員) 羽村、福生、砂川の名主が出てくるが、羽村としては、指田茂十郎の名前を入れられないか。確かに出願したのは名主達ではあるが、通船の関係で尽力しているので、何かしら説明板で触れられないか。 また、5行目「2年間後」については、「2年後」ではないのか。何か意味があるか。 (会長) 「2年間後」ではなく、具体的な年号を入れた方が良いのでは。 また、通船の関係で指田茂十郎の名前が出てくるのは、最初の頃ではなく、後半からだったと思う。 (委員) 私の印象では、通船については、主に砂川村名主源五右衛門が旗振り役だったという印象である。 (会長) 少なくとも明治3年から5年の間に、文書資料の中に指田茂十郎の名前は出て来ないと記憶しているが後程調べて欲しい。今日結論を出す必要があるか。 (事務局) 今回の説明板設置については、色々御意見が出ているので、慎重を期して設置を進めたい、本日結論を出す必要はない。 (事務局) 以前、指田茂十郎は馬車鉄道を作る際に関わっていたという御意見が出たと思うが、7行目「また、これに代わる交通手段として」の部分へ反映させるということか。 (会長) その辺りで関与していたと思うが、現在資料を確認できないので、後程資料を確認して欲しい。通船が中止となった際も、砂川村名主源五右衛門が旗振り役だったと思うが、どう指田茂十郎が携わったのか文書資料を調べないとわからない。 (事務局) 指田茂十郎がどう関与したか調べ、説明文へ反映させる。 (委員) 内容についての方はこれで良いと思うが、あとは表現上の問題で、不自然な部分や省略できる部分が4点程ある。 ①1行目「明治に入り」と2行目「1870(明治3)年から」の部分が、2行目「開始されました。」を修飾しており、重なっているのではないかな。 ②通船の説明であるため、3行目「船で下り」と4行目「上り」の部分については、省略できるのではないかな。 ③5行目「約2年間後」について、やはり違和感がある。
--	---

	④ 5行目と注釈1の「船溜」について、一般的な言葉ではないのでどうい ものか説明を入れた方が良いのではないか。 （会長）1行目「明治に入り」の部分を省略するという方法もあるが、明治 期以前は認められなかったというニュアンスが含まれている。 （委員）名主達が出願したのが明治に入ってからであるため、「出願により」 を「明治に入り」が修飾するような形にすれば、二重の修飾を解消できるの ではないか。 （委員）出願の時期は明治何年で、認められたのは何年であるか。 （会長）出願は明治3年であり、その数か月後、同じ年に認められたと思う。 （委員）1行目「明治に入り」の代わりに具体的な年号を入れ、名主達の「出 願により」となり、2行目の年号を削除すれば良いのではないか。 （委員）申請と承認された年は違うものと思っていた。 （委員）確か同じ年であった。水面下では動いていたと思うが、申請して承 認されるのがすごく早かった。 （委員）前回の資料の中に記載があった。1年前に申請して翌年に許可であ った。 （会長）「明治に入り」の次、「羽村名主源兵衛…の出願により」の前に「こ れまで許されなかった…通船事業が」を持ってくるのはどうか。そうすれば、 二重の修飾も避けられるのではないか。 （委員）現在の文章はうまくまとまっているので、あまり変えない方が良い のではないか。 （委員）現在の文章でも十分意味は通じるので、このままでも良いかもしれ ない。 （会長）少しでも二重の修飾を避けるのであれば「明治に入り」以下の順番 を入れ替える方法もあるが、もう少し検討して欲しい。 （会長）②③については、御指摘のとおりである。 （会長）④については、注釈1の「里正日誌、…あったとされています。」 部分を本文中に入れ、「また、羽村橋上流…あったとされています。」につい ては、削除しても良いのでは。また、「船溜」に注釈を付け、用語解説する 方法もあるが、なるべく注釈を作らないように、本文中の「船溜」の後に括 弧書きで（船着き場）と説明を入れる程度に留めた方が良いのでは。 （委員）「船溜」と「船着き場」は同じ意味なのか。 （会長）同じ意味ではない。「船着き場」は船を着ける場所で、「船溜」は船 を停泊する場所である。 （委員）里正日誌には、「羽村船溜」とあり、船着き場だと意味が変わって しまうだろう。
--	---

	(委員)「船溜」は昔からあった言葉であるため、注釈等は入れずそのまま使う方が良いと思う。細かく説明せず、読み手にまかせる方が良いのではないかな。 (会長) それでは、説明は入れずにおくこととする。 (委員) ルビについて、最近名主（なぬし）を（みょうしゅ）と読んでしまう方もいるので、中学校レベルということなら、ルビを入れた方が良いのではないかな。また、里正日誌、玉川上水実測図については、括弧書きにした方が良いのではないかな。単独文献の場合は二重カギ括弧、引用した資料の場合は、普通のカギ括弧を使用し書き分けており、最近の教科書もこうなっている。 (事務局) 今回の場合はどちらになるのかな。 (委員) 里正日誌については、二重カギ括弧が良いのでは。 (会長) そうとも言い切れないのではないかな。元々は内野家の文書で、里正日誌は後から作られたものである。 (委員) 括弧書きについては入れた方が良い。里正日誌については普通のカギ括弧の方がよいのでは。二重カギ括弧では単独文献として1冊存在する感じがする。 (会長) 里正日誌については刊行はされているが、ただ元々は1冊ではなかった。 (委員) ただし二重カギ括弧になっていた方が、文献を調べたいという人にとっては見つけやすい。学生などには、単独文献の場合は二重カギ括弧、資料集の中のひとつの資料の場合は普通のカギ括弧を使用し書き分けさせているので、二重カギ括弧の方が調べやすいだろう。 (会長) 現代版の里正日誌はあるので、二重カギ括弧の方が良いだろう。 (委員) 玉川上水実測図については、どちらが良いかな。 (会長) 普通のカギ括弧の方が良い。 (会長) 他にないかな。 (会長) 7行目「これに代わる」の「これ」は何か。わかると思うが、具体的に通船に代わると言い換えても良いのではないかな。 (委員) 通船に言い換えて良いと思う。そうすると、1行目「これまで許されなかった」の「これ」は江戸時代にすべきではないかな。 (会長) 具体的に書いた方が丁寧ではある。 (委員) 江戸時代中には認められなかったという意味だが、江戸と明治を混同している方もいる。 (事務局) 先程、1行目「明治に入り」以降、文章を入替えるという御意見があったので、「明治に入り、江戸時代まで認められなかった…」となるが。
--	---

	(委員) これ以上、文章は変えなくていいのではないかな。 (委員) 明治より前がわかればよい。 (会長) それでは、このままの文章とする。 (会長) 7行目以降の2行については、改行しなくも良いのではないかな。 (委員) 先程、文字数も減らしたので、さらに行数が減るのではないかな。 (会長) 注釈1の里正日誌の部分については、本文に取り込むので、増える要素もある。 (事務局) いずれにせよ、文字数に合わせて業者に調整してもらい、収めるようにする。 (会長) 何行になるかわからないが、調整して欲しい。 (事務局) ルビについて、名主(なぬし)の話が出たが、上水でわかるかな。 (会長) 文字数に余裕があれば、玉川上水にしても良い。 (委員) 砂川村名主源五右衛門は「げんご(う)えもん」は(う)が入るのかな。 (委員) (う)はいらない (委員) 漢字では入っているが、読むときは(う)は入らない。 (会長) (う)は無いで良いだろう (会長) ルビについては不要だろう。 (委員)それほど気にならないだろう。 (会長) 8行目「青梅鉄道」については、最初から「青梅鉄道」を使っていたのかな。 (委員) 最初から「青梅鉄道」を使っていた。馬車鉄道計画に「青梅鉄道」の記載がある。 (会長) それでは議論は以上とし、事務局案をまとめてもらい次回最終確認を行う。また、設置場所についてはどうか。令和5年度第1回会議で現地確認を行い、第1案(羽村橋上流・右岸)、第2案(羽村橋下流・右岸)の2案が出た。議論の際には、①多くの人に見てもらいたい、②場所の正確性がポイントとなった。そして、第2回会議で、2つのポイントを解消するため、第3案(羽村橋のもと・左岸)を提案した次第である。 (会長) 許可が下りるのであれば、第3案で良いかな。 (委員) 説明板を見る人は団体で来る場合が多く、第3案の位置だと、道路に近く交通量も多いので、もう少し人が集まれる場所の方が良いのではないかな。 (会長) その他の説明板についても、必ずしも説明板の前にスペースがあるわけではない。 (委員) 玉川上水付近には東京都の広い土地があるため、そちらを利用でき
--	---

	るならありがたい。社会科見学に子ども達もくるので、広い場所の方が良いのではないかな。 (会長) 子供達については、教員が説明するので、必ずしも説明板の前で説明する必要はなく、安全な場所で行えば良い。また、大人の団体で説明板巡りを行う団体を見かけるが、少人数の場合が多いと思う。 (会長) 皆さんの御意見を伺いたい。 (委員) 第1案の以前設置していた場所が良いのではないかな。過去に許可が下りた場所なので、許可が下りやすいのではないかな。スペースもあり多くの人に見てもらいたい。 (委員) 前回会議で第3案が提示されたと思うが、羽村駅から羽村堰までの導線を考えると、一番目につきやすい場所だと思うので第3案が良いのではないかな。 (委員) 私も第3案が良いと考える。説明板は個人や少人数で見るもので、大勢で来た場合は見ないのではないかな。 (委員) 今日現地を通ったが、第3案の道路向かいに「羽村橋のケヤキ」の説明板が設置されており、目につきやすいと感じた。歩道橋を渡った先にまた説明板が設置されていたら、見てくれるのではないかな。私も説明板巡りをするが、気付いてもらえないと見られない。説明板があると気付けば何だろうと見てもらえる。許可が下りれば第3案が良いが、下りない場合は、なるべく近くに設置した方が良いと考える。 (委員) 許可の下りやすさを考慮し、第1案が良いと思う。 (事務局) 以前事務局から提案させていただいた設置場所が、ちょうど第3案の羽村橋を挟んだ、はす向かい辺りに位置していた。許可が下りなかった場合も想定して、御意見を伺いたい。 (会長) それでは、第3案の羽村橋を挟んだ、はす向かいではなく、向かいではどうか。設置スペースもあったと思う。 (事務局) 設置場所によって申請先も変わり、交渉が必要な案件であるため、第3案を起点に、導線も考慮しながら、なるべく近くで許可が下りる場所ということで良いかな。 (会長) いずれにせよ、今年度に設置するのは難しいと思うので、次回会議で報告をお願いします。 3 報告事項 (1)市指定有形文化財「禅福寺の山門」について 意見聴取の結果 意見1件 会長へ報告、意見を先方へ伝えることと、修理工事自体は可能である旨を
--	--

	伝えることに。修理工事は令和5年11月から入る予定で、令和6年5月末位までかかる予定である。市補助金については、令和5年度分を第1期工事、令和6年度分を第2期工事に分けた。第1期工事分については、令和5年12月議会の補正予算に計上する予定である。 (2)都指定史跡「まいまいず井戸」について 令和5年10月20日、21日に剪定作業を実施した。当面、倒木等の可能性は低くなったが、今後も継続して史跡への影響を観察していく。 4 その他 (1)次回日程について (事務局) 例年3月の土曜日に開催している。また、例年であると第3回会議の際に文化財の視察を行っているが、次回会議で文化財の視察を実施したいと考えている。視察先については、「禅福寺の山門」修理工事の現場等、市内の文化財を視察する予定である。 (会長) 委員の都合を勘案すると3月16日(土)、13:00集合ということで決定する。 (会長) 以上で本日の審議会は終了とする。
--	---